

議案第 87 号

高知県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、新庁舎移転に伴い、平成 28 年 10 月 1 日から、高知県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

高知県市町村総合事務組合規約（高知県指令 16 高市振第 1983 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「5 丁目 2 番 3 号」を「4 丁目 1 番 35 号」に改める。

附 則

この規約は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。